



# 鳥取県公報

平成16年 7月22日(木)  
号外第110号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(537)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(538)(＼).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(539)(水産課).....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(540)(＼).....	3

## 告 示

### 鳥取県告示第537号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年 7月22日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前																					
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.2 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.225 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.325 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.375 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.425 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.425 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合	年 0.2 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.425 パーセントの割合で交付する場合	年 0.425 パーセント		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年以内であるものに限る。)を年 0.25 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.25 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.325 パーセント</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.375 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年以内であるものに限る。)を年 0.25 パーセントの割合で交付する場合	年 0.25 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.2 パーセントの割合で交付する場合	年 0.2 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 0.225 パーセントの割合で交付する場合	年 0.225 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.425 パーセントの割合で交付する場合	年 0.425 パーセント																						
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年以内であるものに限る。)を年 0.25 パーセントの割合で交付する場合	年 0.25 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	年 0.325 パーセント																						
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	年 0.375 パーセント																						

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント		
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
略		略	

鳥取県告示第538号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成16年7月22日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成16年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前					
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	
1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.15パーセント以内	年2.1パーセント	年1.25パーセント	1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	8年以内	年1.25パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント	
	6年超7年以内	年1.2パーセント以内	年2.05パーセント	年1.2パーセント		1 加工流通施設整備資金 (1) 大企業以外に貸し付ける場合 イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	8年以内	年1.5パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
	7年超8年以内	年1.4パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント			8年超9年以内	年1.65パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
	8年超9年以内	年1.5パーセント以内	年1.75パーセント	年0.9パーセント			9年超10年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
	9年超10年以内	年1.6パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント			10年超12年以内	年1.85パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
	10年超11年以内	年1.7パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント			12年超13年以内	年1.95パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
	11年超12年以内	年1.8パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント			13年超15年以内	年2.05パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
	12年超13年以内	年1.9パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント						
	13年超15年以内	年2.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント						
	6年以内	年1.4パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント						
	6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント						
	7年超8年以内	年1.65パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント						
	8年超9年以内	年1.75パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント						
9年超10年以内	年1.85パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント							
10年超11年以内	年1.95パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント							
11年超12年以内	年2.05パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント							
12年超13年以内	年2.05パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント							
13年超15年以内	年2.15パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント							
(2) 大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.65パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント	(2) 大企業に貸し付ける場合	8年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント	
	6年超7年以内	年1.7パーセント以内	年1.55パーセント	年0.7パーセント		(2) 大企業に貸し付ける場合	8年以内	年1.75パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
	7年超8年以内	年1.9パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント			8年超9年以内	年1.9パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
	8年超9年以内	年2.0パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント			9年超10年以内	年2.0パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント
	9年超10年以内	年2.1パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント			10年超12年以内	年2.1パーセント以内	年0.85パーセント	
	10年超11年以内	年2.2パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント			12年超13年以内	年2.2パーセント以内	年0.75パーセント	
	11年超12年以内	年2.3パーセント以内	年0.95パーセント	年0.1パーセント			13年超15年以内	年2.3パーセント以内	年0.65パーセント	
	12年超13年以内	年2.4パーセント以内	年0.85パーセント							
	13年超15年以内	年2.5パーセント以内	年0.75パーセント							

2 保 健 増 進 施 設 整 備 資 金	(1)大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金の うち2億 7,000万円 以下の部分	6年以内	年0.9パーセント以内	年2.35パーセント	年1.5パーセント
		イ 貸付金の うち2億 7,000万円 を超える部 分	6年以内	年1.15パーセント以内	年2.1パーセント	年1.25パーセント
	(2)大企業に貸し付 ける場合		6年以内	年1.4パーセント以内	年1.85パーセント	年1.0パーセント
			6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
略	略		6年超7年以内	年1.45パーセント以内	年1.8パーセント	年0.95パーセント
			7年超8年以内	年1.65パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
備考 略	備考 略		8年超9年以内	年1.75パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント
			9年超10年以内	年1.8パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント
			10年超11年以内	年1.95パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント
			11年超12年以内	年2.05パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
			12年超13年以内	年2.15パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
			13年超15年以内	年2.25パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント

鳥取県告示第539号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成16年7月22日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成16年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年2.0パーセント	略	年1.7パーセント	略

鳥取県告示第540号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。  
平成16年7月22日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成16年7月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.625パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.325パーセント	略
その他の資金	年2.0パーセント	略	その他の資金	年1.7パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年2.0パーセント	略		年1.7パーセント	略	